



納期は5月31日水

軽自動車税種別割納税通知書を発送

問い合わせ 市民税課 ☎229-3129 FAX229-3331



軽自動車税種別割納税通知書を発送

軽自動車税種別割の納税通知書を5月1日(月)に発送します。軽自動車税種別割は毎年4月1日に車両を所有している人に対して1年分の税額が課税されます。令和5年4月2日以降に廃車や名義変更の手続きを行っていても、4月1日時点の所有者に納税通知書が送付されますので、ご注意ください。

なお、令和5年4月1日以前に名義変更の手続きを運輸支局などで行ったにもかかわらず、納税通知書が届いた場合は、税止め手続きがされていない可能性があります。手続きを業者など第三者に依頼された場合は、手続きの完了日を確認の上、お問い合わせください。

車両を所有しているのに5月中旬になっても納税通知書が届かない場合は、必ず市民税課諸税担当までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に係る特例対象手続きをした人へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月中に発生した廃車や名義変更について、申し立てにより4月1日～17日に手続きが認められた人は今年度は納税義務がありません。行き違いによ

り納税通知書が届いてしまった場合は、後日取り消しの通知をお送りします。

車検用納税証明書について

今年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が導入されました。これにより車検(継続検査)時の納付確認がオンライン上でできるようになり、車検時の車検用納税証明書の提示が原則不要になります(小型二輪を除く)。ただし、次の場合は従来どおり紙の車検用納税証明書が必要になります。

- 車両の前所有者に未納がある場合
- 軽自動車税種別割の納付直後(納付後数日から2週間程度)
- 口座振替直後(納期限後1週間程度)
- 他の市町村に引っ越した年度
- 軽自動車を購入した年度

※令和5年度より口座振替後に発送していた車検用納税証明書の送付は廃止しました(小型二輪を除く)。

問い合わせ 収税課 ☎229-3135



軽自動車税種別割の納付方法について

問い合わせ 収税課 ☎229-3135 FAX229-3331

安心・便利な口座振替をご利用ください

軽自動車税種別割の納付の際は、口座振替を利用すると納める手間や納め忘れがなく便利です。ご希望の際は、口座振替の申込用紙を希望する金融機関・郵便局に提出してください。申込用紙は市内金融機関・郵便局窓口に設置しています。

4月中に申し込むと、今年度の軽自動車税種別割から振り替えます。

※4月中に口座振替を申し込んだ場合、納付書が送られる場合がありますので二重納付にご注意ください。

※振り替え時、預貯金通帳には「ツシ ケイジドウ シャゼイ」と表示されます。

キャッシュレス決済が充実しました

令和5年度から金融機関やコンビニなどでの納付書による納付以外に、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキングでの納付が、納付書に印刷されている二次元コード(eL-QR)またはeL番号を利用することで可能になりました。詳しくは「地方税お支払サイト」をご覧ください。

※クレジットカードをご利用の場合、納付額に応じた決済手数料がかかります。

